

○花巻市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減措置事業実施要綱

平成18年1月1日告示第62号

改正

平成21年4月23日告示第179号

平成24年8月27日告示第281号

花巻市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減措置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第27条及び第32条の規定により認定を受けた要介護被保険者並びに居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）のうち、生計が困難と市長が認定した者及び生活保護受給者に対し、介護保険サービスを提供した社会福祉法人又は公営施設（以下「社会福祉法人等」という。）が当該軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担額の軽減措置を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 軽減の対象者は、住民税世帯非課税であって、次の各号の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めた要介護被保険者等及び生活保護受給者（以下「軽減対象者」という。）とする。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者については、軽減の対象としないが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については、軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

- (1) 前年の合計所得金額と課税対象年金等の収入額の合計が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

(対象サービス及び軽減内容)

第3条 軽減対象者が利用者負担額の軽減を受けることができる介護保険サービスは、軽減を行うことにつき当該社会福祉法人等を所管する地方公共団体に申し出た社会福祉法人等が行う次に掲げるサービスとする。

- (1) 介護福祉施設サービス
- (2) 訪問介護
- (3) 通所介護
- (4) 短期入所生活介護
- (5) 夜間対応型訪問介護
- (6) 認知症対応型通所介護
- (7) 小規模多機能型居宅介護
- (8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (9) 介護予防訪問介護
- (10) 介護予防通所介護
- (11) 介護予防短期入所生活介護
- (12) 介護予防認知症対応型通所介護
- (13) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (14) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (15) 複合型サービス

2 日常生活に要する費用については、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に限り、この事業による軽減の対象とするものとする。

3 軽減対象となる利用者負担の軽減割合は、前2項に掲げる対象サービスにつき、利用者負担の4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とし、免除は行わない。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。

4 市長は、利用者負担の軽減を行う社会福祉法人等及びその実施する軽減対象サービスについては、その一覧を備え付けるとともに、利用者及び居宅介護支援事業者等に適宜情報提供を行うものとする。

（申請手続）

第4条 要介護保険者等が、第2条に規定する軽減の認定を受けようとするときは、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(認定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、第2条に規定する軽減の可否を決定し、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により軽減対象者と認定したときは、当該申請者に対し、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証（様式第3号（生活保護受給者の場合は、様式第3号の2）。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

(利用者負担)

第6条 軽減対象者は、社会福祉法人等に対し、確認証に記載されたところにより軽減された利用者負担額を支払うものとする。

(確認証の返還)

第7条 確認証を交付された者が、当該軽減対象者でなくなったときは、速やかに確認証を市長に返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、社会福祉法人等による介護保険利用者負担額の軽減措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱（平成17年花巻市告示第205号）、社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減措置事業実施要綱（平成17年大迫町告示第68号）、社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減措置事業実施要綱（平成17年石鳥谷町告示第89号）又は社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減措置事業実施要綱（平成17年東和町告示第67号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成21年4月1日から平成23年3月31日までににおける介護保険利用者負担額軽減割合の特例)

3 平成21年4月1日から平成23年3月31日までににおける介護保険利用者負担額軽減割合

は、第3条第3項の規定にかかわらず、同項中「4分の1」とあるのは「28%」と、「2分の1」とあるのは「53%」とする。ただし、第3条第2項に規定する食費、居住費（滞在費）及び宿泊費を除く。

附 則（平成21年4月23日告示第179号）

この告示は、告示の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年8月27日告示第281号）

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第3号の2（第5条関係）